

幸田町社協訪問介護事業所運営規程（障害者総合支援法）

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人幸田町社会福祉協議会が開設する幸田町社協訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する居宅介護、重度訪問介護及び同行援護（以下「居宅介護等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が居宅支給決定を受けた利用者及び障害児に対し、適正な居宅介護等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、利用者及び障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう、その利用者及び障害児の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業所の従業者は、利用者及び障害児の意思及び人格を尊重し、常に利用者及び障害児の立場に立ってサービスの提供を行うものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 幸田町社協訪問介護事業所
- (2) 所在地 額田郡幸田町大字菱池字錦田82番地4

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職 種	員 数	備 考
管理者	1 人	社会福祉法人幸田町社会福祉協議会事務局長と兼務
サービス提供責任者	1 人以上	
従業者	2. 5人以上（常勤換算）	

(1) 管理者

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者

サービス提供責任者は、事業所に対する居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理及び居宅介護計画の作成等を行う。

(3) 従事者

従事者は、居宅介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から翌年1月3日までの期間及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。（休業日の対応については応相談。）

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は額田郡幸田町の区域とする。

(居宅介護等の内容)

第7条 居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護

ア 身体介護

イ 家事援助

ウ 通院等介助

(2) 重度訪問介護

(3) 同行援護

(利用者から受領する費用の額)

第8条 指定障害福祉サービスを提供した場合の利用料の額は、告示上の額とし、当該指定障害福祉サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割とする。ただし、市町村が定める月額負担上限額の範囲内とする。

2 第6条の通常の実施地域を越えて行う居宅介護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

(1) 通常の実施地域を越えた地点から片道10キロメートル未満 150円

(2) 通常の実施地域を越えた地点から片道10キロメートルを超える場合は、150円に1キロメートル増すごとに15円ずつ加算した額とする。

3 前2項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその扶養義務者に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、居宅介護等の提供を行っているときに、利用者及び障害児に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者へ報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を

講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待の未然防止、早期発見につなげるための関係機関への連絡
- (5) 従事者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の定期的な実施
- (6) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）の定期的開催及びその結果についての従業者への周知徹底
- (7) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（その他運営に関する重要事項）

第11条 事業所は、利用者及び障害児に対して適切な居宅介護等を提供するため、従業者の勤務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上を図るため、すべての従業者に対し、個別の従業者に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1箇月以内
- (2) 継続研修 年1回

2 事業所は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施する。

3 従業者は、業務上知り得た利用者及び障害児又はその家族の秘密を保持する。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及び障害児又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は幸田町社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。